



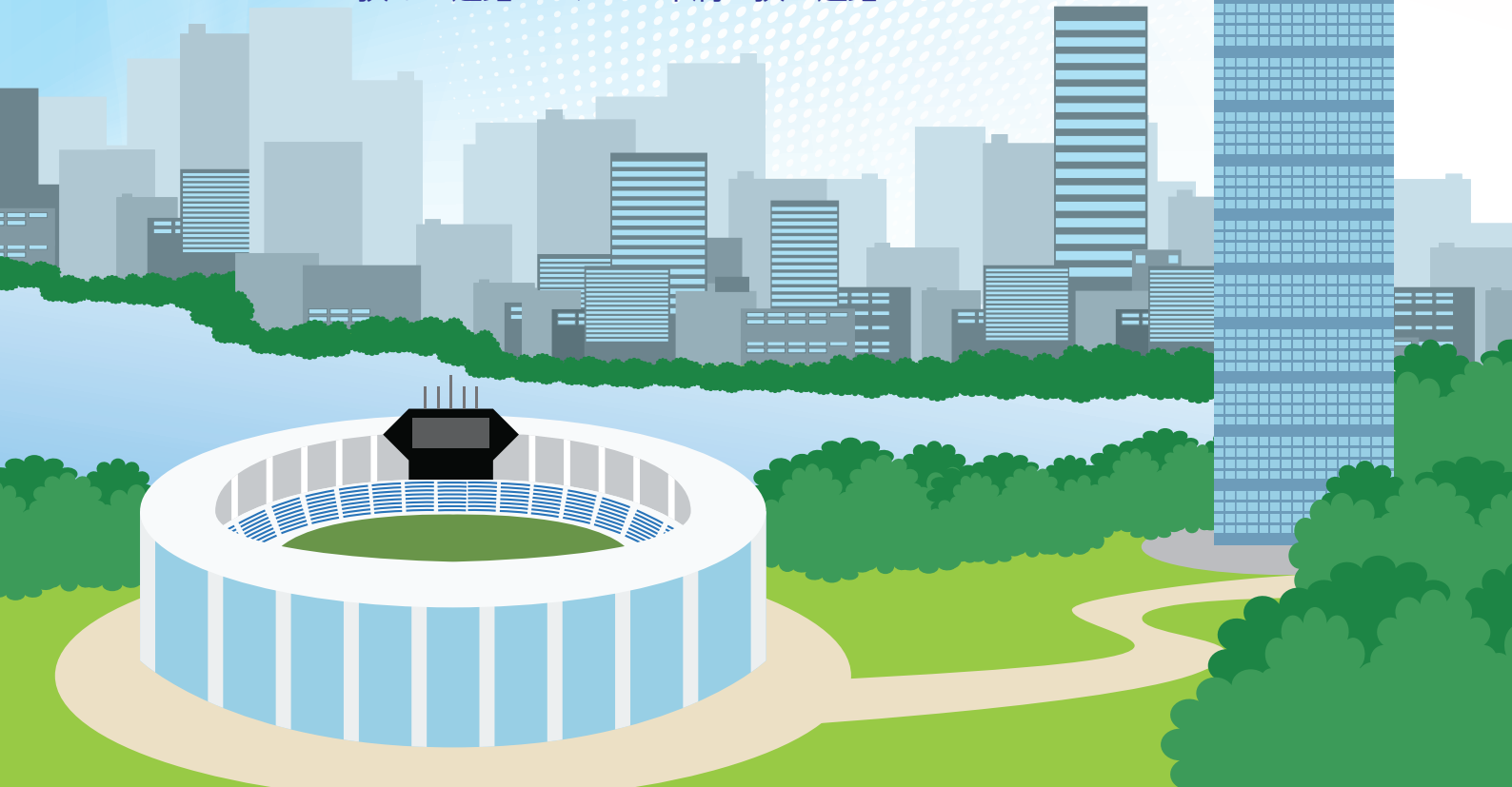
各自治体の長及び担当の方、
国会議員、県会議員、市町村議会議員の方々へ

開催
予告

広がる道路 広がる安心

狭あい道路解消シンポジウム

狭あい道路とは、4m未満の狭い道路



日時

令和6年 **10月17日** 木

13:00-17:00

場所

千葉県教育会館 新館大ホール

〒260-0013 千葉市中央区中央 4 丁目 13 番 10 号

主催 日本土地家屋調査士会連合会

共催 全国土地家屋調査士政治連盟

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

日本土地家屋調査士会連合会関東ブロック協議会

千葉県土地家屋調査士会

千葉県土家屋調査士政治連盟

公益社団法人千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

狭あい道路解消シンポジウム

「狭あい道路」とは

都市計画区域内にある建築物の敷地は、原則として幅員 4 m 以上の道路に 2 m 以上接するよう、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)で定められています。昔から幅員が 4 m 未満の道沿いに立ち並んだ建築物の救済措置として、基準時以前から建物の立ち並びがあり、幅員 1.8 m 以上 4 m 未満の道で、行政が指定した道を「狭あい道路」(建築基準法第 42 条第 2 項の道路・みなし道路)と呼びます。

土地家屋調査士とは

土地家屋調査士とは土地の筆界を明らかにする業務及び表示に関する登記の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与することを使命とし、狭あい道路を解消するための土地を分割する登記などを行う唯一の国家資格者として、防災及び減災に係るインフラ整備に貢献しています。

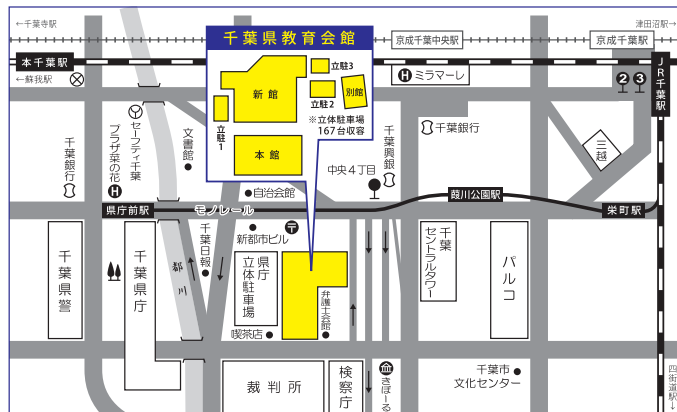
講演内容

以下の項目を検討しております。

- **狭あい道路が社会生活に与える影響**
関係事業者等より
- **狭あい道路解消の現状**
狭あい道路解消事業に取り組んでいる自治体より
- **狭あい道路解消に向けた取組み**
国土交通省より
- **街づくりにはたす土地家屋調査士の役割**
参議院議員・土地家屋調査士 豊田俊郎



アクセス



● 徒歩

- JR 千葉駅 20 分
- JR 本千葉駅 12 分
- 京成千葉中央駅 12 分
- 千葉都市モノレール 県庁前駅 5 分

● バス

- JR 千葉駅東口バス乗り場
- 1. バス乗り場②、③番より乗車
- 2. 中央 4 丁目にて下車
- 3. すぐ左方向の路地に入る (KA 中央ビル 1 階レンタルスペース)
- 4. その路地を 100m ほど進み、十字路へ出たら右折
- 5. →徒歩 3-5 分程度

● 車

- 東京方面よりお越しの方 穴川インターから約 5 km
- 市原、木更津方面よりお越しの方 松ヶ丘インターから約 4 km

お問い合わせ

千葉県土地家屋調査士会

☎ 043-204-2312

狭あい道路解消促進宣言

私たち土地家屋調査士は、国民の安全な日常生活を支え SDGs において掲げられた「住み続けられる街づくり」を実現するため、狭あい道路の解消に努め、国民の生活の向上と安心・安全に寄与します。

- 1 不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家である私たち土地家屋調査士は、その有する知見を活かして、自治体と連携して狭あい道路の解消に努めます。
- 2 狭あい道路を解消するための統一的な制度・基準の策定及び財源の確保に貢献します。

私たち土地家屋調査士は、ここに狭あい道路解消に向かって進むことを宣言します。

令和5年 10月 24日
日本土地家屋調査士会連合会